

地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例（平成29年条例第21号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、条例第6条第1項の規定により委員会の会議（以下「会議」という。）を招集するときは、あらかじめ会議の開催日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議は、公開とする。ただし、委員長は、特に必要と認めるときは、会議に諮りこれを非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第4条 会議は、これを傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録等)

第5条 議事の要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月31日から施行する。